船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

交通政策審議会は、全国内航鋼船運航業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第５号）及び海上旅客運送業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第６号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に国土交通省海事局船員政策課「郵便番号100―8918東京都千代田区霞が関二丁目１番３号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　全国

３　適用する使用者

⑴　船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶であって、国内各港間のみを航海する鋼船（次の各号に掲げるものを除く。）の船舶所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　はしけ

②　内航海運業法（昭和27年法律第151号）第２条第１項各号に掲げる船舶

③　海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶

④　平水区域を航行区域とする船舶及び沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

⑵　船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶であって、旅客運送の用に供するもののうち、次の各号に掲げる船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　遠洋区域を航行区域とする船舶

②　近海区域を航行区域とする船舶

③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶（その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されている船舶を除く。）

平成27年７月31日

交通政策審議会会長　淺野正一郎

公　告

諸　事　項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第８項の規定により、適格機関投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

平成27年７月31日

金融庁長官　森　　信親

１　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条第１項第23号ロに該当するものとして届出を行った者の名称等

⑴　フォートレス・イー・ジェイ・エフ・ツー・オフショア・エルピーの業務執行組合員等である

名称　フォートレス・イー・ジェイ・エフ・ツー・アイビーエルピー・ジーピー・エルエルシー

住所　アメリカ合衆国、10105、ニューヨーク州、ニューヨーク、アベニュー・オブ・ザ・アメリカズ1345、46階

⑵　エムシーピー・アニュアル・セカンダリー・プログラム・ツー・エルピーの業務執行組合員等である

名称　モンタナ・キャピタル・パートナーズ・ジャージー・ジーピー・ツー・リミテッド

住所　ＪＥ４　８ＰＮ、ジャージー島、セント・ヘリア、ヒル・ストリート28―34、ウォーカー・ハウス３階

２　前項以外に該当する者としての届出を行った者の名称等

⑴　名称　センコー株式会社
住所　大阪市北区大淀中一丁目１番30号

⑵　名称　ＡＣＡ株式会社
住所　東京都千代田区平河町２丁目16番15号

⑶　名称　ＫＳＪ　Ｒｏｐｐｏｎｇｉ　Ｈｉｌｌｓ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔｓ合同会社
住所　東京都千代田区霞が関三丁目２番６号東京倶楽部ビルディング11階

⑷　名称　学校法人近畿大学
住所　大阪府東大阪市小若江３丁目４番１号

⑸　名称　学校法人東京理科大学
住所　東京都新宿区神楽坂一丁目３番地

⑹　名称　株式会社ＳＨＲインベストメント第２号
住所　東京都千代田区丸の内一丁目６番５号

⑺　名称　株式会社東京放送ホールディングス
住所　東京都港区赤坂五丁目３番６号

⑻　名称　サミー株式会社
住所　東京都豊島区東池袋三丁目１番１号サンシャイン60

⑼　名称　大和ハウス工業株式会社
住所　大阪市北区梅田三丁目３番５号

⑽　名称　武田株式会社
住所　青森県青森市新町一丁目13番２号

⑾　名称　オクトパス（チャイナ）ホールディングスリミテッド
住所　香港太古城太古灣道12番地、シティプラザ４　15Ｆ　スイート　1508号室

⑿　名称　潤首有限公司
住所　コノート　ロード　セントラル130―136、アライアンス　ビルディング15階、1501号室、香港

⒀　名称　ソーラー・パートナーシップ・キャピタル・エルティーディー
住所　ケイマン諸島、グランドケイマンＫＹ１―9005、ジョージタウン、エルジンアベニュー190、インタートラスト　コーポレート　サービシーズ（ケイマン）リミテッド

⒁　名称　リブラ・エー・リミテッド
住所　ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージタウン、サウス・チャーチ・ストリート、私書箱1093号、クイーンズゲート・ハウス

⒂　名称　Ｓａｋｕｒａ　Ｌｏｇｉｓｔｉｃｓ特定目的会社
住所　東京都千代田区丸の内三丁目１番１号東京共同会計事務所内

⒃　名称　チェルシーアセット特定目的会社
住所　東京都港区虎ノ門三丁目22番10―201号

⒄　名称　ホワイトタワー特定目的会社
住所　東京都港区赤坂九丁目１番７号

⒅　名称　アルディアン・インベストメントＵＫ　リミテッド
住所　グラフトン・ストリート１番、ロンドンＷ１Ｓ　４ＦＥ、英国

３　届出を行った者が適格機関投資家に該当する期間　平成27年８月１日から平成29年７月31日まで

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第６項の規定により届出のあった事項について、同条第９項に基づき次のとおり公告する。

平成27年７月31日

金融庁長官　森　　信親

所在地の変更のあった者

⑴　名称　株式会社ＥＡＧ檜板
変更後の所在地　東京都港区六本木三丁目１番１号

⑵　名称　タムウイールヴュー・ジャパン・コマーシャル・ワン特定目的会社
変更後の所在地　東京都中央区日本橋一丁目４番１号

観光施設財団

群馬県利根郡片品村大字土出2609番地**株式会社尾瀬岩鞍リゾート**の群馬県利根郡片品村大字土出2609番地ホワイトワールド尾瀬岩鞍についての機械器具等を追加する観光施設財団目録記載変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成27年７月31日

前橋地方法務局沼田支局

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成27年７月23日から１年の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成27年７月31日

大阪法務局長　冨田　一彦